

香川県交通安全協会ホームページにおけるバナー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、香川県交通安全協会広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、香川県交通安全協会（以下「協会」という。）が管理するホームページ（以下「協会ホームページ」という。）に広告を掲載するに際して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告主（協会ホームページに広告を希望する者をいう。以下同じ。）の指定するホームページに最終的にリンクする機能を有するものをいう。

(広告の仕様)

第3条 広告は、協会ホームページのトップページに掲載するものとし、枠数、規格、禁止・制限事項及び料金等の仕様については、別に定める。

(広告掲載の申込み等)

第4条 広告主は、「香川県交通安全協会バナー広告掲載申込書」（別添様式）により、申込みを行うものとする。

(広告主の募集)

第5条 協会は、企業等の応募機会を確保するとともに、特定の企業等に偏らないようにするため、広告主を公募するものとする。

2 前項の公募に当たり、協会ホームページ等を通じて告知するものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、原則として1年単位とし、複数年の広告掲載の申込みがあったときは、その掲載期間を複数年とすることができる。

2 広告を掲載する開始日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として、当該広告を掲載する月の初日とする。

3 広告を掲載する終了日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として、当該広告を掲載した日の前日の1年後とする。

4 前2項の規定にかかわらず、広告掲載開始日又は広告掲載終了日が次に掲げる日に当たる場合は、それぞれの直後の平日とする。

(1) 日曜日又は土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(広告掲載の優先順位)

第7条 協会は、第4条の規定により申込みがあったときは、要綱第2条、第3条及び第5条の規定に基づき審査し、協会のホームページという性格上、交通安全に寄与する広告掲載を優先させるものとする。

(広告の作成及び提出)

第8条 掲載する広告は、広告主が別に定めるバナー広告の仕様に従い作成するものとする。

2 前項の規定により作成する広告に関する経費は、広告主が負担するものとする。

3 広告主は、作成した広告を、当該広告掲載開始日から起算して2週間前の日までに、協会が指定した場所に提出するものとする。

4 協会は、前項の規定により提出された広告の内容等が要綱第2条及び第3条並びに前記バナー広告の仕様等に反していないことについて審査を行い、承認したものを掲載するものとする。

(広告内容の修正)

第9条 協会は、広告等の内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反しているか、又はおそれがある、若しくは誤りがあると判断したときは、いつでも、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告内容等の変更)

第10条 広告主は、契約の期間内において、広告の内容等を原則として月単位で変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとするときは、協会にあらかじめ協議するものとし、第8条の規定に準じて広告を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告の修正については、前条の規定を準用する。

(広告掲載の取消し)

第11条 協会は、次のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告の内容が各種法令若しくはこの要領等に違反しているか、又はおそれがある、若しくは誤りがあると判断したとき。

(2) その他、協会が広告の掲載を継続することが適切でないと判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により協会に申し出なければならない。

(リンク先の変更)

第13条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して2週間前までに協会に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により協会及び第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(補則)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。